

奈良保健医療圏・東和保健医療圏・西和保健医療圏・中和保健医療圏・
南和保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 県は、将来の医療と介護の総合的な提供体制の確保に関する地域医療構想の実現に向けて、当面、二次保健医療圏ごとに協議を始めることとし、地域医療構想の策定に関し、二次保健医療圏ごとに地域の関係者との意見交換の場として次に掲げる地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

- (1) 奈良保健医療圏地域医療構想調整会議
- (2) 東和保健医療圏地域医療構想調整会議
- (3) 西和保健医療圏地域医療構想調整会議
- (4) 中和保健医療圏地域医療構想調整会議
- (5) 南和保健医療圏地域医療構想調整会議

(構成員)

第2条 調整会議の構成員は、知事が委嘱する。

- 2 調整会議に議長を置き、知事が指名する構成員をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 調整会議の会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、利害関係者等構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある構成員（利害関係者等構成員以外の者を含む。）のみで会議を開催することができる。
- 4 構成員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、その者を代理する者を出席させることができる。
- 5 会議は、原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。

(設置期間)

第4条 調整会議の設置期間は、この要綱の施行の日から地域医療構想の策定の日までとする。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、医療政策部地域医療連携課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則
この要綱は、平成27年10月14日から施行する。